

過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

秋田県藤里町

目 次

第1 基本的な事項	1
（1）藤里町の概況	1
自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
過疎の状況	1
人口の動向	1
これまでの対策	2
現在の課題	3
今後の見通し	3
社会経済的発展の方向の概要	3
（2）人口及び産業の推移の動向	3
人口の推移と動向	3
将来人口の見通し	5
産業の推移と動向	6
（3）行財政の状況	7
行政の状況	7
財政の状況	8
施設整備の水準の現況と動向	9
（4）地域の自立促進の基本方針	9
（5）計画期間	13
第2 産業の振興	13
産業の振興の方針	13
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	22
交通通信体系の整備の方針	
1 現況と問題点	
2 その対策	
3 計画	
第4 生活環境の整備	27
生活環境の整備の方針	
1 現況と問題点	

2	その対策	3
3	計画	
第5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	35
	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	
1	現況と問題点	
2	その対策	
3	計画	
第6	医療の確保	38
	医療確保の方針	
1	現況と問題点	
2	その対策	
3	計画	
第7	教育の振興	39
	教育の振興の方針	
1	現況と問題点	
2	その対策	
3	計画	
第8	地域文化の振興等	44
	地域文化の振興等の方針	
1	現況と問題点	
2	その対策	
3	計画	
第9	集落の整備	45
	集落の整備の方針	
1	現況と問題点	
2	その対策	
3	計画	
	事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分	49

1 基本的な事項

(1) 町の概況

○ 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

・自然的条件

藤里町の総面積は、282.13 k m²でその9割が山林原野で占められています。世界遺産条例に基づく自然遺産に登録されている白神山地は、町の北部青森県境に位置しています。白神山地を水源とする藤琴川、粕毛川は町の中心地にある藤琴地区で合流し、その8 km 下流でさらに米代川と合流します。この二つの川に沿って集落が点在し、同様に狭隘な耕地が続きます。

気候は、過去10年間の年間平均気温は11.0℃、年間平均降雨量は1,340mm でしばしば集中豪雨に見舞われます。また、冬期間の積雪が多く、最大積雪量142cm、積雪日数120日と1年の3分の1が雪に埋もれる豪雪地域です。

・歴史的条件

本町は、桓武天皇の延暦の頃、大沢、藤琴、太良及び粕毛が集落を形成していたと言われています。明治22年の町村制の実施により、藤琴村と粕毛村が生まれ、昭和28年の町村合併促進法の施行とともに二つの村の合併により藤里村となりました。昭和38年11月1日の町制施行により、藤里町が誕生し、平成25年には町制施行50周年を迎えました。

・社会的条件

平成3年11月の青森県境の釣瓶トンネルの完成と平成6年7月の県道西目屋二ツ井線（青森県側）及び平成24年の森林基幹道米代線の開通により、袋小路は解消され、閉鎖的なイメージは解消されつつあるものの、度重なる自然災害が世界自然遺産白神山地を観光の柱とする当町に与えたダメージは大きいものがあります。また、人口は、昭和33年の太良鉱山の閉山で人口流出に拍車がかかって以降、依然として人口流出は恒常的に続いており、少子高齢化の進行する中で、人口減少対策は、本町のまちづくりを推進するうえで大きな課題となっています。

・経済的条件

本町の産業は、町土の9割を山林原野が占めており、古くから森林や自然資源を利用した木材生産や農林業、観光業を地場産業としていましたが、事業所数や生産年齢人口（15～60歳）の減少から、雇用に関する状況の悪化や少子高齢化の進行が危惧されております。

○ 町における過疎の状況

・人口等の動向

人口は、昭和30年の9,324人をピークに減少が続き、昭和33年の太良鉱山の閉山で拍車がかかり、平成22年の国勢調査による人口は3,848人、世帯数は1,322世帯となっております。

す。

昭和 46 年 4 月から過疎地域として指定されています。

年齢別に見ると 65 歳以上の高齢者比率は、平成 2 年で 21.4%、平成 12 年で 31.3%、平成 22 年では 39.2%と急速に高齢化が進んでいます。

産業別でも、人口減少に比例してすべての産業において減少しており、特に本町の基幹産業である第 1 次産業は、平成 17 年の 392 人から 242 人へと推移し、減少率が 38.3%、産業全体に占める割合が 15%未満となっており、農林業の振興施策が課題とされています。

・これまでの対策

これまでの過疎地域対策は、過疎地域特別対策緊急措置法、過疎地域振興特別対策緊急措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき国の支援を受けながら、計画的に観光・農林業などの振興策や下水道を始めとする生活環境施設等の整備に努め、地域の活性化及び自立促進等を図ってきました。

[昭和 45 年過疎地域特別対策緊急措置法]

社会基盤の充実を図るため、集落間を結ぶ町道、農林道、簡易水道の施設整備及び消防施設の改修等を行い、地域住民の生活環境の向上に努めました。

[昭和 55 年過疎地域振興特別対策緊急措置法]

冬期間の交通を確保するための流雪溝（大町、荒町）の整備や町営住宅（清水岱団地）の建設、観光客と地場産業を結ぶ施設「サフォークの館」を開館しました。

[平成 2 年過疎地域活性化特別措置法]

福祉施策として高齢者や障害者の課題に対処するため、特別養護老人ホームや障害者支援施設の整備を開設しました。また、地場産業の振興を図るためのふるさと産業開発センター（まいたけ）、農畜産物処理加工センター（食肉加工）、滞在型観光の拠点としての温泉を利用した健康保養館（第 3 セクター株式会社藤里開発公社の設立）の開設など、様々な施設整備を行いました。

[平成 12 年過疎地域自立促進特別措置法]

産業の振興では、林道米代線（米代フォレストライン）の全線開通による滞在型観光拠点との観光ルートを確立させるための、観光案内窓口としての機能を持った森のえきの建設と素波里園地の再整備など施策を行いました。

交通通信体系の充実においては、携帯電話不感集落の解消を図るため、移動通信用鉄塔の設置し、都市部との情報通信基盤格差の是正を図るため全町に光ファイバの整備を実施しました。また、老朽化が進んでいた馬坂橋の架替工事や防災情報システムの構築行うなど、地域の安心・安全な生活確保のための取り組みを行いました。

生活環境の充実を図るため、特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を行い住民生活の生活環境の向上に努めました。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、働く子育て世代のための未満児保育園を整備しました。

教育振興では、社会体育の促進と充実を図るため清水岱公園野球場の改修をしたほか、食

育の推進と安全・安心で質の高い給食の提供を行なうため、老朽化した給食センターを新たに建設しました。

・現在の課題

これまでの過疎対策事業の積極的な実施により、社会基盤については一定の水準を確保しているものの、町全体として人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることができない状況です。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、集落などの地域の活力の低下、地域経済の衰退など様々な問題が懸念されます。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本町の人口が増加に転じることは難しい状況にあります。将来にわたり本町が持続的あるまちづくりを進めていくうえでは、町民、地域、事業者、団体及び行政などが共通認識のもと危機感を持ち、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策に取り組まなければなりません。

・今後の見通し

将来の人口推計を見ると、本町の人口は今後も減少していくことが予想されています。人口が恒常的に減少することを長期的な視点で考えた場合、経済面では町民の日常生活に必要な機能（小売店舗、医療機関など）が失われる可能性があります。日常生活に必要な機能が失われることは、人口流出をより一層加速させると考えられます。このため、町民、地域、事業者、団体など多様な主体と行政との協働によりまちづくりを進めていくとともに、より効率的・効果的な行財政運営に努める中で、まちづくり計画に基づき産業、交通通信、生活環境、保健・福祉、医療、教育、地域文化、集落の維持などの各種施策を展開することにより、人口減少を抑制し、本町への移住定住を促進する必要があります。

○ 社会経済的発展の方向の概要

町の経済は、豊かな自然資源を活用した農林業、世界自然遺産「白神山地」を核とした観光に支えられてきました。地域特性を最大限に生かすためには、今後も農林業、観光を基幹産業と位置づけ、多様な主体と行政が連携して社会経済情勢の変化に対応した産業の振興を推進していく必要があります。

（２）人口及び産業の推移と動向

○人口の推移と動向

本町の人口は、平成 22 年の国勢調査では、1,322 世帯、3,848 人で昭和 35 年に比べ 234 世帯（15.0%）、4,794 人（55.5%）減少しています。

表 1-1 (1) に示すように、昭和 40～45 年の 13.4%減をピークに、減少率の鈍化がみられ、昭和 55 年～60 年には、3.8%減と過疎問題が指摘されて以来、最低の減少率を示していましたが、昭和 60 年以降の約 15 年間は 5%～7%の減少率で推移し、平成 22 年ではピーク時にせまる 11.5%まで上昇しています。

年齢別増減率では、15歳～29歳までの減少率が30%と突出しており、若年層を中心とする都市部への流出に歯止めがかかっていないことを示しています。

表1-1(2)によると、平成27年3月の住民基本台帳人口は3,587人、1,430世帯と、平成22年の国勢調査と比較すると246人(6.4%)の減少となっておりますが、年齢別に目を向けると、65歳以上の高齢者比率は、平成2年21.4%、平成7年26.7%、平成12年31.3%、平成17年35.5%、平成22年39.2%(以上国勢調査)、平成27年3月42.8%(住民基本台帳)と高齢化が急速に進んでいる状況を示しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	8,642	7,818	△9.5	6,769	△13.4	6,179	△8.7	5,837	△5.5
0歳～14歳	3,101	2,367	△23.7	1,694	△28.4	1,259	△25.7	1,109	△11.9
15歳～64歳	5,044	4,851	△3.8	4,099	△15.5	4,162	1.5	3,881	△6.8
うち15歳～29歳(a)	1,934	1,691	△12.6	1,291	△23.7	1,186	△8.1	921	△22.3
65歳以上(b)	497	600	20.7	976	62.7	758	△22.3	847	11.7
(a)／総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	22.4	21.6	-	19.1	-	19.2	-	15.8	-
(b)／総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	5.8	7.7	-	14.4	-	12.3	-	14.5	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,616	△3.8	5,291	△5.8	5,024	△5.0	4,708	△6.3	4,348	△7.6
0歳～14歳	942	△15.1	805	△14.5	619	△23.1	523	△15.5	417	△20.2
15歳～64歳	3,673	△5.4	3,355	△8.7	3,062	△8.7	2,710	△11.5	2,387	△11.9
うち15歳～29歳(a)	812	△11.8	660	△18.7	707	△7.1	593	△16.1	504	△15.0
65歳以上(b)	1,001	18.2	1,131	13.0	1,343	18.7	1,475	9.8	1,544	4.6
(a)／総数	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	14.5	-	12.5	-	14.1	-	12.6	-	11.6	-
(b)／総数	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	17.8	-	21.4	-	26.7	-	31.3	-	35.5	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人	%
	3,848	△11.5
0歳～14歳	344	△17.5
15歳～64歳	1,997	△16.3
うち15歳～29歳(a)	353	△30.0
65歳以上(b)	1,507	△2.4
(a)／総数	%	-
若年者比率	9.2	-
(b)／総数	%	-
高齢者比率	39.2	-

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 4,794	-	人 4,425	-	% △7.7	人 4,072	-	% △8.0
男	2,325	% 48.5	2,153	% 48.7	△7.4	1,950	% 47.9	△9.4
女	2,469	% 51.5	2,272	% 51.3	△8.0	2,122	% 52.1	△6.6

区分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数		人		%	人		%
(外国人住民除く)		3,693	-	△9.3	3,587	-	△2.9
男			%		人	%	
(外国人住民除く)		1,760	47.7	△9.7	1,711	47.7	△2.8
女			%		人	%	
(外国人住民除く)		1,933	52.3	△8.9	1,876	52.3	△2.9
参 考	男(外国人住民)	4人	25.0	-	4人	26.7	0
	女(外国人住民)	12人	75.0	-	11人	73.3	△8.3

○将来人口の見通し

表 1-1 (3) の将来人口の推計値は、これまでの傾向が続くと仮定した場合の今後の見通しであり、これまでの総人口の推移と国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計結果を統合したものです。

これによると 10 年後の平成 37 年には 2,745 人で現在（平成 27 年 3 月住民基本台帳人口 3,602 人）より 857 人減で 23.8%の減少率と推計され、平成 52 年には、現在の（3,587 人）の約 50%減の 1,820 人になると推計されています。

本町の過疎の特徴としては、少子化、産業基盤の脆弱性、若年層の転出と人口減少に考えられる全ての要因が挙げられます。魅力ある職場の不足から、若年層の流出に歯止めがかからない状況が続き、少子化や平均寿命の伸びに伴って高齢化が急速に進むことから、人口流出の抑制と交流人口の増加に重点を置いた施策を展開する必要があります。

表 1-1(3) 人口の今後の見通し（藤里町総合戦略・人口ビジョン）

区分	昭和55年 1980年	昭和60年 1985年	平成 2 年 1990年	平成 7 年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年
0～14歳	1,109	942	805	619	523	417	344
15～64歳	3,881	3,673	3,355	3,062	2,710	2,387	1,997
65歳以上	847	1,001	1,131	1,343	1,475	1,544	1,507
総数	5,837	5,616	5,291	5,024	4,708	4,348	3,848

区分	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年
0～14歳	294	239	196	165	145	130
15～64歳	1,687	1,400	1,181	1,042	882	737
65歳以上	1,546	1,483	1,368	1,195	1,069	953
総数	3,527	3,122	2,745	2,402	2,096	1,820

○産業の推移と動向

本町の産業は、第一次産業が大きな割合を示してきましたが、減反政策や米価の下落など社会的な背景に加え、深刻な後継者不足や高齢化による生産体制の弱体化により、第二次産業、第三次産業への移行が進み、平成2年からは第一次産業の就業の割合が最も少なくなっています。

表 1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和41年		昭和42年		昭和43年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,441	人 4,050	% △8.8	人 3,644	% △10.0	人 3,327	% △8.7	人 3,122	% △6.2
第一次産業 就業人口比率	% 78.5	% 70.0	-	% 61.6	-	% 52.2	-	% 36.4	-
第二次産業 就業人口比率	% 9.5	% 13.4	-	% 17.9	-	% 24.6	-	% 35.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 12.0	% 16.6	-	% 20.5	-	% 23.2	-	% 28.6	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,941	% △5.8	人 2,699	% △8.2	人 2,598	% △3.7	人 2,231	% △14.1	人 2,055	% △7.9
第一次産業 就業人口比率	% 38.9	-	% 30.1	-	% 23.6	-	% 20.5	-	% 19.1	-
第二次産業 就業人口比率	% 31.7	-	% 37.3	-	% 39.6	-	% 36.9	-	% 33.2	-
第三次産業 就業人口比率	% 29.4	-	% 32.6	-	% 36.8	-	% 42.6	-	% 47.7	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 1,719	%
第一次産業 就業人口比率	% 14.1	-
第二次産業 就業人口比率	% 29.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 56.9	-

表 1-1(5) 主な産業の就業人口の推移（国勢調査）（単位：人、％）

	農業		林業		建設業		サービス業		製造業		卸小売業	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
昭和45年	1,838	50.4	408	11.2	383	10.5	314	8.6	268	7.4	242	6.6
昭和55年	851	27.3	285	9.1	547	17.5	317	10.2	521	16.7	352	11.3
平成2年	652	24.2	160	5.9	328	12.2	363	13.4	665	24.6	315	11.7
平成7年	485	18.7	126	4.8	406	15.6	429	16.5	592	22.8	297	11.4
平成12年	376	16.9	82	3.7	300	13.4	442	19.8	488	21.9	283	12.7
平成17年	328	16.0	64	3.1	265	12.9	486	23.6	389	18.9	221	10.8
平成22年	199	11.6	43	2.5	199	11.6	455	26.5	300	17.5	196	11.4

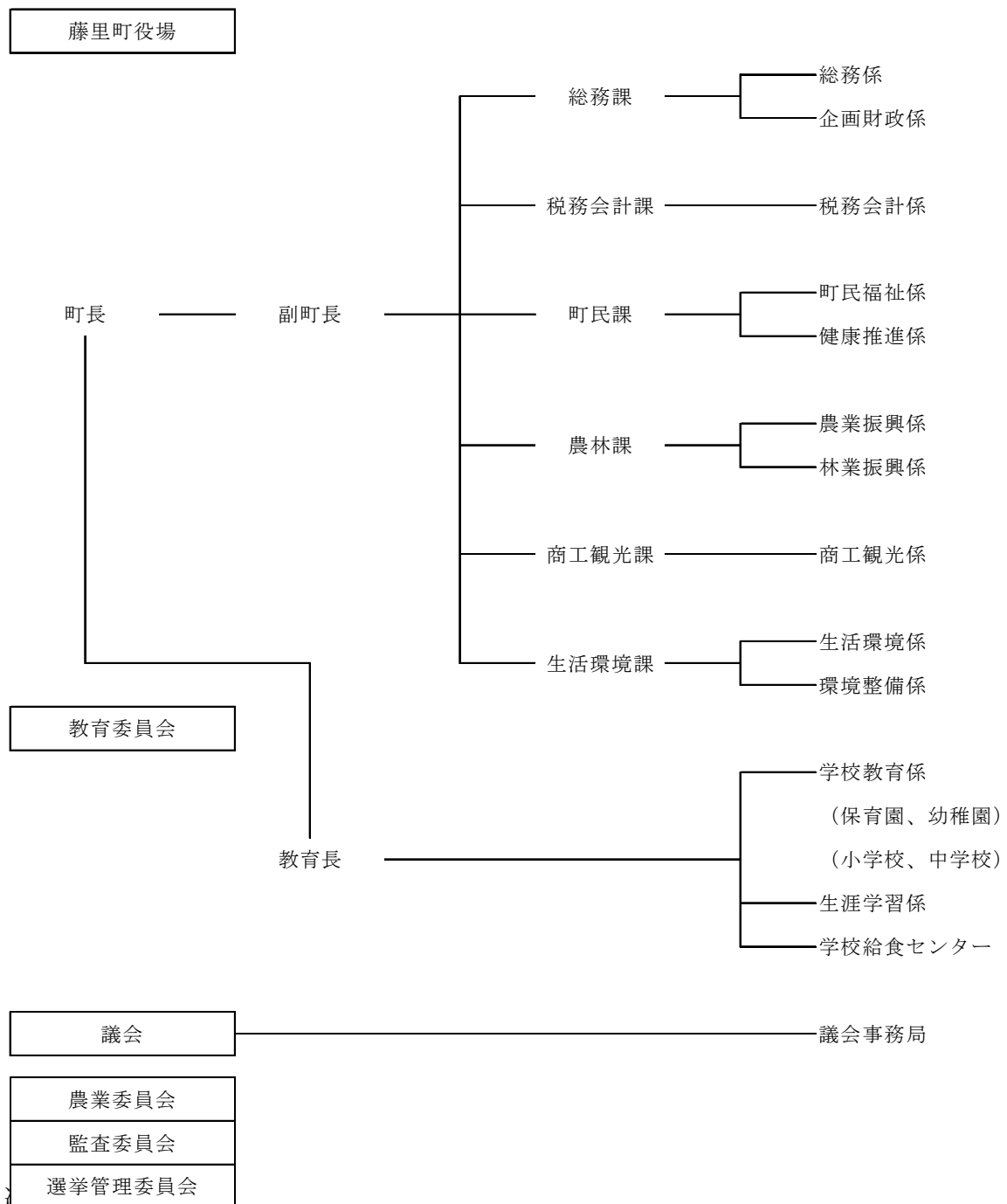
(3) 行財政の状況

○行政の状況

藤里町は平成 15 年 4 月に単独立町を表明してから 12 年が経過しました。これまでも「持続可能な町・ふじさと」を掲げ、様々な取り組みを行い町勢の発展と向上に努めてきましたが、さらに、人口減少・少子高齢化社会に対応した地域づくりが求められています。

町民の満足度を高めていくために開かれた行政を推進し、常に行政改革に取り組み、きめ細やかな町民サービスの展開と効率的な行政運営を行なっています。

平成 28 年 1 月 1 日現在の行政組織機構図は、次のとおりです。



○広域消防（能代山本地域）	○救急医療（能代山本広域）
○可燃ごみ処理（能代山本地域）	○火葬処理（能代市二ツ井地区、藤里町）
○し尿処理施設（北秋田市外3市町村）	○養護老人ホーム（能代市山本郡4市町）
○介護認定審査（能代山本広域）	

○財政の状況

平成25年度の決算における町税は241,923千円で、歳入全体の6.3%にすぎず、地方交付税と地方債で約60%を占めています。

今後は、国や県の経済、財政の悪化も懸念されますが、国・県等の支出金の有効な活用、交付税措置される有利な地方債を活用するなど、依存財源に頼りながらも財政構造の転換を図り、地方税、使用料等の収納対策の強化により自主財源の増加を目指し、健全な財政を維持するため、行財政改革に取り組んでいます。

歳出に占める普通建設事業費は18.7%で、毎年度の起債額も多額になるため、過去の公共投資が財政を圧迫する要因となっています。平成25年度決算において、実質公債費比率が11.2%、公債費負担比率は19.7%となっています。

現在、町職員の定員適正化計画による職員の削減や優先順位による普通建設事業の実施など、偏りが無い適正な規模の歳出になるように努めていますが、今後も新たな行政課題や住民ニーズに対応した各種の地域づくり事業を計画的に実施し、効率的な行政組織の確立と安定した財政運営に努める必要があります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

（単位：千円）

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	3,809,540	3,154,354	3,841,204	3,859,706
一般財源	2,641,710	2,145,040	2,392,410	2,414,485
国庫支出金	187,893	72,149	534,876	155,332
都道府県支出金	218,033	145,194	169,518	291,930
地方債	303,000	237,900	327,155	286,406
うち過疎債	163,100	27,600	9,300	115,300
その他	458,904	554,071	417,245	711,553
歳出総額 B	3,720,918	3,112,485	3,607,282	3,715,045
義務的経費	1,580,833	1,513,169	1,284,668	1,173,520
投資的経費	867,185	281,141	812,410	732,585
うち普通建設事業	859,133	271,111	734,859	694,816
その他	1,072,628	1,290,432	1,353,519	1,734,267
過疎対策事業債	200,272	27,743	156,685	74,673
歳入歳出差引額 C(A-B)	88,622	41,869	233,922	144,661
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,612	124	117,446	27,148
実質収支 C-D	83,010	41,745	116,476	117,513
財政力指数	0.120	0.150	0.13	0.12
公債費負担比率	16.0	24.6	25.0	19.7
実質公債費比率	-	-	14.6	11.2
起債制限比率	11.5	14.5	-	-
経常収支比率	79.9	94.5	77.2	77.4
将来負担比率	-	-	111.2	68.2
地方債現在高	4,506,255	3,991,276	3,195,872	3,069,348

○施設整備の水準の現況と動向

公共施設の整備については、これまで過疎対策事業や総合振興計画により着実に成果を挙げてきています。市町村道については、改良率で昭和45年度末の5.4%から平成25年度末の67%へ、舗装率では2.5%から60.4%へと改善されています。簡易水道等については、平成25年度末で普及率98.9%、水洗化率82.9%と高い加入率にあります。

今後も厳しい財政状況を見極めながら、町民の要望を踏まえつつ、地区内、地区間道路の整備等や生活環境の維持等の計画的な整備に努めます。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道(m)	167,308	172,217	161,956	150,766	151,169
改良率(%)	5.4	5.4	66.6	65.6	67.0
舗装率(%)	2.5	33.7	53.5	58.3	60.4
農道					
延長(m)	-	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長(m)	17.3	55.6	55.6	46.0	-
林道					
延長(m)	-	-	-	-	50,493
林野1ha当たり林道延長(m)	1.4	2.5	4.5	8.1	-
水道普及率(%)	22.2	67.7	76.5	88.6	92.1
水洗化率(%)	0.0	0.0	0.0	11.6	74.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0	0	0	0	0

区分	平成25年度末
市町村道(m)	151,029
改良率(%)	67.0
舗装率(%)	60.4
農道	
延長(m)	-
耕地1ha当たり農道延長(m)	-
林道	
延長(m)	55,364
林野1ha当たり林道延長(m)	-
水道普及率(%)	98.9
水洗化率(%)	82.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0

(4) 地域の自立促進の基本方針

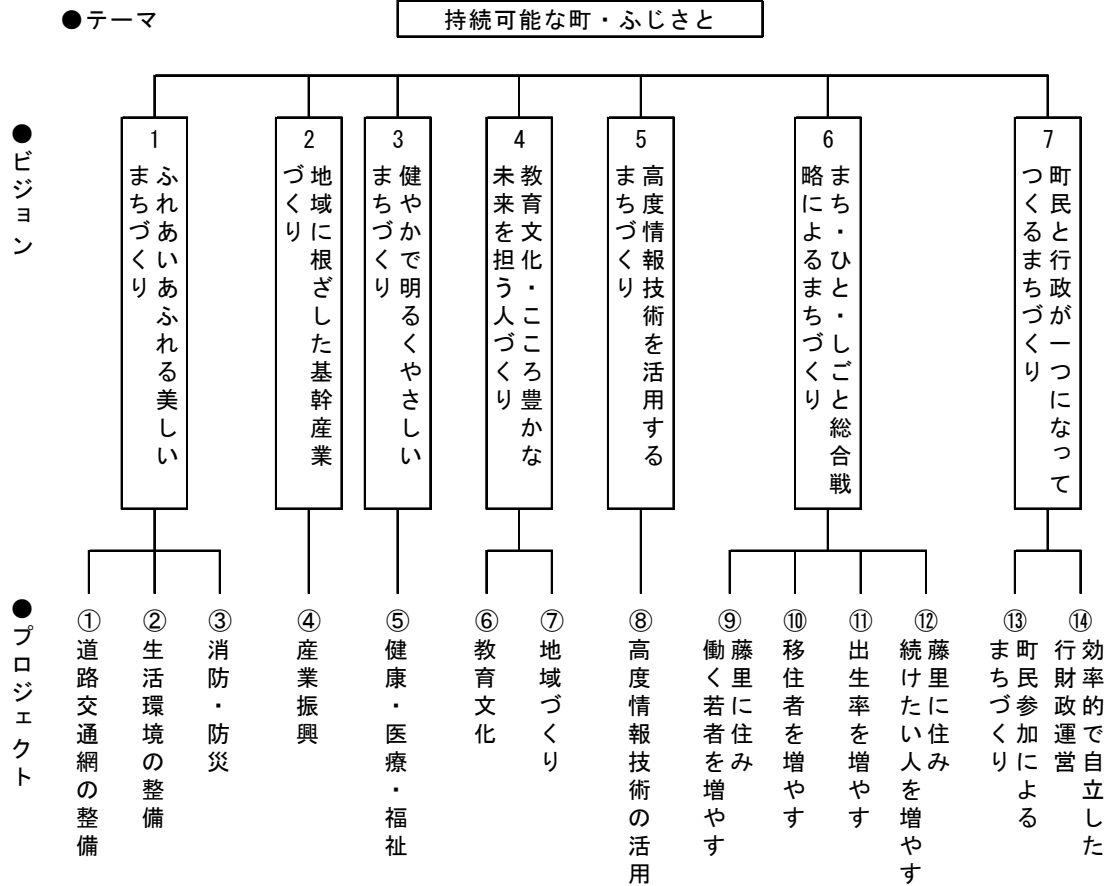
若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷により地域産業を支える担い手不足の減少など、数多くの課題を抱えている一方、世界自然遺産に登録されている「白神山地」という自然環境に恵まれ、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めています。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承し、それを魅力ある資源として活かしながら、町民と行政の協働によって、次の世代へと繋ぐまちづくりを進めていく必要があります。

このため、今後の過疎地域対策についても、藤里町まちづくり計画における将来像及び基本方針を共通の柱とし、「持続可能な町・ふじさと」の実現を目指します。

ここで、過疎計画における基本理念、本町が地域の自立に向けて重点的に取り組むビジョンを示します。

ビジョン体系図



●ビジョン１ ふれあいあふれる美しいまちづくり

<プロジェクト１> 道路交通網の整備

道路は人や物の流れをよりスムーズにし、町全体の活力を高める大切な役割を担っています。

このような中で、藤里町の持つ豊かな自然と景観に配慮し、主要な生活圏道路である県道の整備を積極的に要請していくとともに、町民の要望を踏まえつつ、地区内、地区間道路の計画的な整備と「藤里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく整備に取り組んでいく必要があります。

<プロジェクト２> 生活環境の整備

藤里町は、少子高齢化がますます加速化しています。企業の撤退などにより若者の都市部への流出が進み、人口減少の社会的要因の一つになっています。

しかし、誰もが一度は藤里町に住んでみたい、藤里町に戻りたいと思える魅力ある町、住

みよい町にすることが人口減少の歯止めにつながると考えます。そのため、自然とリンクした雇用環境、住居環境、生活環境の整備に努め、交流人口を拡大し、定住を促進します。

＜プロジェクト3＞ 消防・防災

藤里町は、交通死亡事故ゼロの日数が5,000日を超え東北最長の記録となっており、交通安全対策をさらに推進していきます。また、広域消防の充実と町内の消防団における消防力を強化するとともに施設整備に努めます。また、防災対策の面では、東日本大震災を教訓に防災行政無線のデジタル化や防災情報システムを構築し、災害時に対応するための物資・資材の備蓄に努めます。

●ビジョン2 地域に根ざした基幹産業づくり

＜プロジェクト4＞ 産業の振興

活力あるまちづくりを実現するためには、従来の農林業、商工業、観光、サービス業などに新たな付加価値を付け、地域に根ざした基幹産業の育成を進めます。また、藤里町の特長や恵まれた資源を生かし「白神ブランド化」を目指します。

●ビジョン3 健やかで明るくやさしいまちづくり

＜プロジェクト5＞ 健康・医療・福祉

健康は、私たちの大きな財産です。この財産を守るため健康管理は大切な条件です。

保健・医療体制やスポーツ、レクリエーション環境の充実を図り、町民自らが、“自分の健康は自分で守る”意識を持ち、健康に対する関心をさらに高めていくような環境づくりを推進します。

●ビジョン4 教育文化・こころ豊かな未来を担う人づくり

＜プロジェクト6＞ 教育文化

町の将来を担う青少年が健全に育っていくことは町民全ての願いであります。また、今後の地域づくりのためにも、青少年の健全育成は非常に重要な役割を果たします。

このため、藤里町は恵まれた自然資源、環境を活かしたふるさと教育を推進し、豊かな創造性と郷土愛に満ちた子どもたちを育成します。

さらには、多くの町民が生涯スポーツを楽しめるよう環境づくりを推進します。

＜プロジェクト7＞ 地域づくり

人のつながりが希薄化する時代にあって、支え合って生きていくことが大切になっています。

このため、子どもからお年寄りまでいつでも自由に学ぶことができる地域づくりが必要なことから、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり、生涯学習やコミュニティづくりを推進します。

●ビジョン5 高度情報技術を活用するまちづくり

＜プロジェクト8＞ 高度情報技術の活用

高度情報化社会において、インターネットの活用は様々な情報を知り得る身近な手段となっています。各公共施設の内外にて、町の最新情報や防災情報をアクセスできるシステムの構築を進めることにより、住民生活に必要な行政情報や災害時おける緊急情報の量と質の向上に努めます。

また、町の最新情報の発信を速やかにするため、ウェブサイトを中心とした発信力を強化することで暮らしを豊かにし、コミュニケーションを活発化させる場と人づくりに努めます。

●ビジョン6 まち・ひと・しごと総合戦略によるまちづくり

＜プロジェクト9＞ 藤里に住み、働く若者を増やす

人口減少の最も大きな要因は、高度成長期の都市部への産業集積など一方的な人口流出を生む社会構造にあります。昭和30年以降、若者が就職で町外に流出し続けてきたことで明らかです。町内での経済循環は流出傾向となり町の産業は衰退し、町内で働こうとする有為な人材の受け皿も減り、意欲ある者も流出するという悪循環にあります。

この悪循環から抜け出すには、定住を可能とするしごとを創出しなければなりません。そのためには、町の基幹である農林業を軸とした強みを磨きつつ、新たな価値を付加するチャレンジが必要となります。新たな価値を生み出すには、地元人材が多様な専門家と結びつき、柔軟で軸ある最適戦略を進める必要があります。

大館能代空港の近接地という立地を生かして、人材の往来の活発化を図り各地と繋がっていきます。

また、お金が地域で循環し、藤里町内にとどまる仕組みの構築も必要となります。

＜プロジェクト10＞ 移住者を増やす

将来的に人口の減少を食い止め、安定的に持続させるためには、移住促進による人口増が不可欠な状況となっています。しかし、誰でも良いということではなく、藤里の暮らしに共感し、共に作り上げていく方々に移住してもらう必要があります。

そのためには、「誰に」というターゲットを明確にし、ライフステージに応じた的確な移住者を増やす取り組みを講じていきます。移住してもらう方法として、Uターン、Iターンの他に、近年は孫ターン*という動きも見えつつあります。

*孫ターン：都会で生まれ育った若者が、両親のふるさとや祖父母が暮らす地方に移住すること

＜プロジェクト11＞ 出生率を増やす

移住してもらっても、住む人が子どもを産み、育てたいと思える場所でなければなりません。そのために特に子育て世代の女性にターゲットを置き、産み育てたいと感じるまちづくりを進めます。

＜プロジェクト１２＞ 藤里に住み続けたい人を増やす

「藤里町に住み、働く若者を増やす」「移住者を増やす」「出生率を増やす」プロジェクトの実現のために、その基礎として、住んでいる人がいつまでも健康で、安心して暮らし続けられる環境づくりをめざします。

●ビジョン７ 町民と行政が一つになってつくるまちづくり

＜プロジェクト１３＞ 町民参加によるまちづくり

単独立町を宣言した藤里町は「ともに考え、ともに歩む」ことで、独自のまちづくりを進めます。

そのためには、町民の意見を聴き、ともに分かち合うことが大切です。さまざまな分野で町民が自主的・主体的に参加・参画する意識を高め、町民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

また、ボランティア団体など各種団体の連携や相互協力を支援し、町民の自主的活動を促進・支援します。

＜プロジェクト１４＞ 効率的で自立した行財政運営

人口減少・少子高齢化社会に対応した地域づくりが求められています。

町民の満足度を高めていくため町民に開かれた行政を推進し、常に行政改革に取り組み、きめ細やかな町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

財政運営については、安定的な自主財源や国・県補助金を確保するとともに、長期的な展望に立って、地方債の計画的かつ効率的な運用の推進に努めます。

（５）計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 箇年とします。

2. 産業の振興

（１）産業振興の方針

「あきた白神りんどう」及び「あきた白神ラム」の生産拡大と、新たな加工品、商品開発を進め、特産品の和牛、まいたけ、ワインなどと併せ、町の魅力を最大限に引き出した「白神ブランド」の確立を目指すとともに、地域資源を有効活用した内発的な産業の創出を図り、地域産業の活性化と雇用の促進、町民所得の向上に取り組めます。

（２）農林水産業の振興

○農業

[方針]

脆弱化した生産体制の強化や、複合経営の推進による所得向上を図り、若年者が農業を職

業として選択し、安心して作業に従事できるような魅力ある農業の確立を目指します。

[現況と問題点]

稲作に偏らない複合経営を推進してきましたが、農業就業人口の減少や高齢化の進行に加え、資材費の高騰や経済情勢により複合経営が思うように進んでいません。

基幹産業である農業の振興が必要ですが、山間部では遊休農地が増加し、生産体制が脆弱化しています。農業人口における高齢化率は大幅に上昇し、自営農業者の担い手の確保・育成が課題です。

[その対策]

農業生産基盤の整備を進め、地域の特性を活かした付加価値の高い農業を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の有効利用、農業用施設の保全に努めます。加えて、農業者による複合経営の取り組みや地域ぐるみの農村環境整備など、農家・農村活動に対し幅広く支援します。

また、農商工観連携により、地場産品の加工・商品化への支援やブランド化を推進し、雇用促進と所得向上を図ります。

○林業

[方針]

森林資源の維持、保全に取り組み、林業基盤の整備や経営の改善による林家の安定した就労の場と所得向上に努めます。

[現況と問題点]

本町の保有形態別森林面積は、2010年世界農林業センサス及び地域森林計画資料（平成26年3月31日現在）によると24,048haで、その内訳は国有林が17,013ha（70.8%）、公有林3,185ha（13.2%）、私有林3,850ha（15.6%）です。民有林7,035haのうち、スギを主体にした人工林面積は4,470haあり、人工林率が63%で、秋田県の平均より高くなっています。

また、林家戸数（1ha以上）は223戸で、林業就業人口は国有林を含めて、昭和60年228人、平成7年126人、平成12年82人、平成20年64人、平成26年43人と大きく減少を続けています。

森林資源整備の基盤となる作業路は、林道65,810m、作業道87,922mが整備されています。また、広大な森林面積に対し、各種の林業施策を導入し、生産基盤の整備、合理化を進めてきました。国全体の国産材（用材）自給率は28.6%となっていますが、外国産材の割合はまだまだ高い現状です。

主伐30カ年計画のもと、平成14年からは売払い収入を下水道普及促進事業の費用に充ててきました。また、分収林組合の満期返還による主伐も平成26年度から行っております。今後は、主伐計画の見直しとともに、健全で良質な森林資源の維持を図り、計画的な造林と保育の促進、間伐作業の取り組みが重要となります。

[その対策]

林道、作業道などの林業基盤を整備し、木材の低コスト生産による林家経営の安定を図ります。

適期保育作業（下刈、除伐、枝打、間伐）の励行に努め、水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など森林が持つ多面的な機能の継続的発揮を促すと共に、森林環境の保全を考慮した森林経営を推進します。

清水岱地区里山林に整備した炭焼き体験施設を活用し、観光と林業体験を連携させた自然環境保護、森林環境教育を実施します。

木の駅事業の展開により、森林を良好な状態に整備し、間伐等で林内に放置された未利用材を有効活用することで、林業への就業促進と林家の所得向上を図ります。

○水産業

[方針]

溪流釣りなどの遊魚レクリエーションや淡水魚の加工品開発、特産化に取り組み、観光と結びつけた水産業の拡大を図ります。

[現況と問題点]

本町の水産業は、粕毛川、藤琴川に棲息するアユ、ヤマメ、イワナなどの溪流釣りによる遊漁レクリエーションを主としています。

内水面漁業では、遊魚観光誘客のための稚魚の放流や、アユ鮎などの加工品開発を行っており、アユ漁と観光を結び付けようと季節ヤナの設置によるアユの特産化を目指していますが、ヤナ場の確保が難しい状況にあります。

近年、粕毛川の上流の県営素波里ダムからの放流水による河川の濁りが原因で、アユの生育に支障をきたすことが懸念され、漁業組合や遊漁観光客から改善要望が多数寄せられています。ダム堆積土砂の搬出や、県及び関係機関へ働きかけを行う必要があります。

[その対策]

アユの棲息のために、県や漁業組合と一体となって放流事業の継続に努め、常設ヤナの設置など観光と併せた遊漁対策事業を考えていきます。

（３）地場産業の振興

[方針]

豊かな自然が育む自然資源による生産物、加工品が本町の地場産業の核となっています。農商工観連携による新たな地場製品の開発や、すべての地場製品のPR、販路拡大による「白神ブランド」の確立に取り組めます。

[現況と問題点]

「白神山地」という全国的に知名度がある観光資源を有しながら、商品自体が普及してい

ないのが現状であり、農業・商工業・観光業等が一体となり、業種間や他産業との連携により地域資源を活用した新しい産業を生み出すことで、内発的な地域産業の振興と経済活動の活性化を図ることが必要です。

[その対策]

内発型の起業を進め、起業に対する優遇制度の充実を図るなど、町内雇用の増大と定住促進に努めるほか、農商工観連携による地場産品の「白神ブランド化」による町民所得の向上、雇用の場の確保など自立促進に繋がります。

(4) 企業の誘致対策

[方針]

矢坂工業団地を中心に、製造型企業へのアプローチを続ける一方で、藤里の地勢、規模感にあった I T 系企業や白神山地の鮮烈なイメージを生かし合えるサステナブルな環境に配慮する企業の誘致を目指します。

首都圏企業との定期的な懇談を重ね、信頼交流から企業と地域の関係性を構築します。

[現況と問題点]

企業誘致の推進と企業立地の改善を図るべく、昭和 50 年に矢坂工業団地を造成したことで、昭和 59 年にゴム製品製造企業を誘致しました。しかし、その後の企業誘致はなく、誘致した企業も長引く不況により平成 20 年に撤退しました。

首都圏でキャリアを重ねた人材の受け皿となる企業が少ないため、人材は一方的に流出する状況が続いています。

これまでの製造業に頼る誘致活動は、グローバル化からハードルが高いのは明らかであり、知的集約型産業の誘致をはじめ、Uターン希望者がキャリアを生かせる場をいかにつくるかが課題です。

光ファイバ網の全町構築を終え、情報通信では首都圏と遜色がないため、企業との関係性づくりが今後の課題です。

[その対策]

企業誘致対策として、イメージ戦略の展開や効果的な誘致活動を進め、雇用の間口拡大からキャリア保有者の回帰を図ります。

また、秋田県及び能代市山本郡 4 市町と連携して、首都圏企業との懇談会を開催し関係性の構築を図るとともに、企業訪問などによる機動的な誘致活動に取り組みます。

(5) 商業の振興

[方針]

町の中心部の商店街の振興を図り、地元住民が利用しやすい環境を整備するとともに、観光と結び付けた特産品の開発及び販売により観光客からの収益増大を目指します。

[現況と問題点]

町の中心部の商店街は、個人経営による小売店舗がほとんどであり、経営者の高齢化が進み後継者がいない状況です。

また、近隣の能代市や北秋田市、大館市の大規模小売店舗の出店やコンビニエンスストアの出店拡大による、生活圏の広域化や消費行動の多様化等、町外への購買力の流出が続き、廃業も多く空き店舗の増加が見られます。

観光客や県内外の顧客をターゲットにした魅力的で付加価値の高い特産品の開発、販路の拡大を進める必要があります。

[その対策]

商店街については、空き店舗対策や活性化に資する事業を進めることで各店舗の魅力向上を図り、町内における消費拡大を促進します。

また、町商工会が担う各種事業への助成や、町民の地元商店街の利用を促進し、「白神山地」の名称を使用する商品や製品の開発、販路の拡大を支援します。

(6) 観光

[方針]

既存の観光資源のみならず、広く地域の産業・文化・風土等独特の素材を活かした滞在型体験型メニューを充実させ、地域全体で観光客を迎え入れるという意識の浸透で、従来の通過型観光地からの脱却を図り、滞在型観光地としての地位確立を目指します。

○素波里園地の再生

[現況と問題点]

県と市町村との未来づくり協働プログラムにより、素波里園地の再生整備が進められています。

昭和 55 年、当時の環境庁のふるさと自然公園国民休養地に指定され、当初の園地整備工事とその後の再生整備を施してきました。今回のプログラムでは、約 18ha という広大な園地を 3 ゾーンに分け、中央広場、子ども広場、案内広場、展望広場、お祭り広場、キャンプ場、散策路などを整備しており、既に中央広場には大型遊具、バッテリーカーコース、おもしろ自転車広場が整備され、児童や園児に喜ばれています。

懸案だった森林基幹道米代線の全線開通により、これまで点的に紹介してきた観光スポットを観光ルートとして案内できるようになり、健康保養基地と岳岱自然観察教育林、素波里園地と健康保養基地など、これまで迂回を強いられてきた道路の連絡が円滑になりました。

[その対策]

県と市町村との未来づくり協働プログラムは、平成 28 年度までの事業期間ですが、素波里園地の再生整備工事については、プログラム終了後も整備事業を続け、町内外を問わず、利用者に喜ばれる園地整備を目指します。

○滞在型観光地の確立

[現況と問題点]

本町は、世界自然遺産白神山地をはじめとする自然景勝地のほか、史跡、温泉、民俗芸能など豊富な観光資源に恵まれています。滞在時間の短い観光客の割合が大きいのが特徴です。

本格的な滞在型観光の地位の確立をめざし、観光プログラムの開発を積極的に行ってはいるものの、通過型観光から脱却できていないのが現状です。

滞在型観光の地位を確立するためには、参加型・体験型など旅行形態の転換や、農村環境に対する都市住民の関心の高まり等、変化しつつある観光需要に対応しながら、観光客に魅力あるプログラムを提供し、滞在時間の増やすことが課題になっています。

これらの課題を打開するためには、秋田白神ガイド協会や湯の沢温泉郷協議会、町のツーリズム協議会などが連携して、取り組みを充実させる必要があります。

新たな観光資源の発掘、観光資源をガイドする案内人の育成や町民意識の醸成による受入体勢の充実、付加価値の高い新たな地域ブランドの創出等を通じて観光基盤の整備を進めるとともに、自然体験や農業体験により本町の観光資源を有効に活用した取り組みが必要です。

また、滞在型観光の拠点として整備した健康保養基地、登山者や散策者のためのトイレ等は、整備後相当年数が経過しており老朽化が進んでいるため、景観上や安全面などから必要箇所の修繕や改修の必要があります。

[その対策]

本町観光の最大の課題である滞在型観光の実現を図るため、岳岱自然観察教育林に代わるブナ林散策コースとして、樺岱コース、抱合沢コース、横倉コースなどの整備や、標高が低いながらも白神山地方を眺望できる高山コースについて、視界の開けた登山道の整備を検討しつつ、景勝地や祭事といった従来の観光資源ばかりでなく、農林業を中心とした地域の文化・風土・暮らしを活用しながら交流型・体験型観光プログラムを構築します。また、既存の観光資源及び農村環境を活かした観光プログラムとあわせて、積極的なセールス活動と情報発信を行います。

こうした手法により総合的なブランドアップを図り、本町の魅力を最大限引き出した「白神ブランド」の確立と定着を目指します。

近年、本町では「白神ラム」や「白神りんどう」などの特産農畜産物の生産とブランド化を進めてきたところであり、今後も生産拡大に対する支援や高品質化による地域ブランドとしての確立・強化を図ります。

また、生產品だけでなく、地域食材を利用した特産品やメニュー開発並びに加工・商品化に向けた取り組みを支援し、町内外に向けた積極的な情報発信と販路拡大を進め、地域特性を活かした滞在型・体験型観光のメニューの開発による交流人口の増加と地域全体の活性化に取り組みます。

○白神山地を取り巻く市町村との連携

[現況と問題点]

県山本地域振興局を中心とする「あきた白神観光推進会議」が運行する白神日和号や能代山本広域市町村圏組合が進める教育旅行誘致事業など、広域的に連携して進める事業について、より効果的な観光誘客について考える必要があります。

また、能代山本4市町と青森県の西目屋村をはじめとする4市町村で構成する環白神エコツーリズム推進協議会は、組織されてから5年が経過し、白神山地の保護と活用という共通した視点で観光振興に結び付けようとしています。エリアが広範囲に及び、協議会立ち上げ当初のロードマップに乗り切れない状況にあります。

[その対策]

環白神エコツーリズム推進協議会のロードマップの一つに、白神山地ステーション(仮称)の整備構想があります。既存の施設を活用するなど検討を続けていますが、世界自然遺産を後世に継承するためにも、構成市町村との協議により具体化に向け取り組んでいきます。

計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	圃場整備（区画整理） ・金沢 7ha（測量、設計） ・端家 10ha（測量、設計） ・谷地 7ha（測量、設計） ・矢坂上野 12ha （測量、設計、工事） 老朽化ため池整備事業 ・矢坂（堤体補修） ・萱沢（堤体補修）	水利組合 水利組合 水利組合 水利組合 水利組合 水利組合	補助金 補助金 補助金 補助金 補助金 補助金
	(3) 経営近代化施設			
	農業	白神緬羊の振興 ・緬羊舎改築及び管理棟新設	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	（４）地場産業の振興 流通販売施設	地域産物集出荷加工貯蔵所 改修工事	町	
	（８）観光又はレクリエーション	健康保養基地整備事業 ・健康保養館修繕工事	町	
		素波里国民休養地整備事業 ・中央広場、展望広場、子ども広場、自然観察路等、お祭り広場、キャンプ場	町	
		白神山地周辺公衆トイレ改修工事 ・浄化槽、屋根外壁塗装 (駒ヶ岳、黒石、小岳、クルミ台)	町	
		・観光案内看板設置工事 (町内全域)	町	
		町営スキー場 ・圧雪車購入	町	
	（９）過疎地域自立促進特別事業	観光ガイド育成事業 ①事業の必要性 人材育成により観光の核である白神山地をさらに充実させ、集落の活性化を図るため、観光振興のためのガイドの育成が必要である。 ②事業内容 ・限度額：事業費の100% ・世界自然遺産地域の概要、白神山地周辺の自然環境、動植物の状況など「山の案内人」に必要な事項について	町・秋田白神ガイド協会	補助金

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		年間 10 回程度の講習会を行う。 ③事業効果 白神山地観光のスペシャリストを育成することにより、ガイドの担い手の確保と、将来にわたる持続的な観光の展開が期待される。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 農家民宿及び農家民宿施設整備 ①事業の必要性 体験・滞在・交流型観光の推進により、交流人口の増加を促進し、集落の活性化を図るため、民泊の受入体制を整える。 ②事業内容 ・農家民宿・民泊を利用した体験・滞在・交流型観光のPRや補助を行うことで、観光客の増加を促し、都市部との交流の活性化を図る。 ・限度額:事業費の 60%以内、上限額 100 万円 ・補助対象:農林家であって、安全、食品衛生、救急救命など各種の講習に係る費用や体験用関連備品、宿泊用物品購入費、台所、宿泊室等の簡易な改修費など。 ・農林家民泊実施台帳に登録	町・経営体	補助金

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		し事業を実施する。 ③事業効果 体験・滞在・交流型観光の推進による都市部との交流は、農林家所得の向上や地域の活性化につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。		

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

（１）交通通信体系の整備の方針

本町の交通体系は、町の基幹道路であり町外と接続する県道や林道、県道と集落、集落と集落を結ぶ町道により交通ネットワークが形成されており、引き続き、道路施設や公共交通機関等を整備し、地域内及び本町と隣接市町とを円滑に結ぶ交通の確保に努めます。

また、町民生活の利便性向上と産業をはじめとする地域全体の活性化を図るため、情報格差の是正に努めるほか、活力ある地域づくりのため、本町の地域資源を活かした交流移住の発展に力を入れ、人や情報の交流を深めます。

○道路

[方針]

地場産業の振興や集落内、集落間の円滑な連絡等、地域の自立と発展に資する道路の計画的な整備に努めます。

また、従来の事後保全から長寿命化を見据えた予防的な維持管理を実施することで、修繕等にかかる費用の縮減を図るとともに、将来にわたって安全な道路施設の整備に取り組めます。

さらに、冬期間における除雪対策など、道路の適切な維持管理に努めます。

[現況と問題点]

本町の道路網は、県道を主軸として、国道7号線へのアクセスや庁内集落を結ぶ町道、能代市・八峰町へと続く広域林道米代線及び北米代線が整備され、円滑な町民生活と産業活動への貢献が図られています。

今後は、これまで整備してきた道路施設の老朽化による多額の修繕費用が予想されることから、長寿命化を見据えた予防修繕型の手法への転換が必要とされています。

また、冬期間の交通の安全と利便性を確保するため、除排雪機械の整備と除排雪体制の充

実強化を図ることが必要です。

[その対策]

地域の自立と発展に資する道路網の確立について、県道西目屋二ツ井線の冬季閉鎖期間の短縮や高速交通体系へのアクセスや主要都市との交流道路として、ますます重要となっているバイパス新設や県道矢坂糠沢線の早期整備を要望します。

町道については、地場産業の振興を図るために必要とされる道路や集落間の円滑な連絡につながる道路整備のほか、町民の利便性、安全性、快適性に配慮し、町民の要望に応えながら「橋梁長寿命化修繕計画」や「道路ストック総点検事業」に基づいた計画的な整備維持修繕に努め、効率的で安全な道路施設の整備に努めます。

また、冬期間の交通の安全と利便性を確保するため除排雪機械の整備と除排雪体制の充実と強化に努めます。

○交通

[方針]

藤里町の交通体系は、町の基幹道路であり町外と接続する県道、県道と集落、集落と集落を結ぶ町道によって交通ネットワークが形成されています。

公共交通としては、現在、路線バスが4路線運行しています。高齢者や交通弱者の町外への移動手段としてバス交通の役割は大きく、今後も、公共交通機関の確保を支援するとともに、将来の需要に対応した利便性の高い公共交通の確保に取り組んでいきます。

[現況と問題点]

人口減少と自動車の普及により輸送需要が大きく減少し、バス事業者の経営状況は非常に厳しい状況となっており、経営支援を行うことで、バス路線が維持されています。バス事業者は、高齢者などの交通弱者にとって、日常生活に欠かせない交通手段となっていますが、高齢化の進展や社会構造の変化など、将来需要に対応した利便性の高い運行方法が求められており、現在、地域公共交通の方法について検討を進めています。

[その対策]

生活バス路線については、運行時間の適正化、路線等の効率化について事業者側と協議のうえ、系統の統合など見直しを進めるとともに、公共交通機関に頼らざるを得ない町民のため、路線存続に向けた事業者への支援を継続します。

また、地域の実情に即した利便性の高い交通システムの構築に取り組みます。

(4) 電気通信設備の整備

[方針]

地域全体の活性化と町民生活の利便性向上に資するため、携帯電話不感地帯の解消やブロードバンドサービスへの加入促進など、都市部との情報通信の格差是正に努めます。

[現況と問題点]

町民生活の利便性の向上や産業の振興など地域活性化を図るため、ブロードバンド整備や防災無線の整備などを進めてきました。

今後は、利用者層の拡大や、防災情報などのきめ細かな情報サービスとともに、携帯電話不感地帯、特に素波里園地の電波エリア化が求められています。

[その対策]

ブロードバンドを利用した行政サービスの充実と効率化を図るとともに、素波里園地の電波エリア化について要望し、鉄塔を建てるなどの整備をしていきます。

また、防災行政情報については、整備された情報通信基盤を活用した情報伝達体制の強化に努めます。

(5) 地域間交流の促進

[方針]

豊かな農村環境を積極的に活用し、都市農村交流を活性化させ、体験・観光の場として、また都市住民の移住先としても魅力ある生活空間としての農村づくりを進めます。また、関連分野の連携により、地域資源を活用し本町の魅力を活かした交流移住の発展に努めます。

[現況と問題点]

本町ではこれまでも都市農村交流を継続して行っていますが、さらに観光・農業・交流移住など関連分野の連携により、都市住民と農村との交流を活発化させ農村集落の活性化を図るほか、地域資源や交流拠点施設、地域おこし協力隊の積極的な活用により、交流人口を拡大する必要があります。

[その対策]

都市住民等の農村地域に対する関心の高まりに対応し、現在実施している都市農村交流事業を拡大して相互の交流機会の創出を図るほか、交流拠点施設を活用した滞在・体験型の交流体験メニューの新規開発に取り組み、農村資源を活用した交流促進に努めます。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 町道 道路	藤琴二ツ井線 ・ 拡幅工事 L=1,300m、W=7.0m	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		大野岱 1～3 号線及び萱沢大野岱線 ・改良舗装工事 L=1,600m、W=4.0m	町	
		谷地 3 号線 ・改良（新設・舗装）工事 L=800m、W=4.0m	町	
		粕毛 1 号線 ・北側側溝入替補修工事 L=604.5m	町	
		巻端家 1 号線 ・改良工事	町	
		巻端家・長場内線 ・改良舗装工事	町	
	橋りょう	長瀬橋補修工事 L=66.0m、W=3.6m	町	
		鳶岩 1 号橋、2 号橋補修工事 L=39.6m、W=3.0m	町	
		黒石橋補修工事 L=30.6m、W=4.0m	町	
		焼毛戸 3 号橋補修工事 L=24.7m、W=3.6m	町	
		松倉 1 号橋補修工事 L=25.5m、W=4.0m	町	
		出戸小比内橋補修工事 L=19.3m、W=3.0m	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		東又橋補修工事 L=15.1m、W=4.0m	町	
		辰参橋補修工事 L=15.5m、W=4.0m	町	
		中小比内3号橋補修工事 L=25.4m、W=3.0m	町	
		一の渡橋補修工事 L=56.5m、W=4.0m	町	
		板清水2号橋補修工事 L=16.1m、W=2.5m	町	
		焼毛戸2号橋補修工事 L=20.2m、W=3.6m	町	
		坊中橋塗装工事 L=55.0m、W=7.0m	町	
	その他	三ノ倉トンネル補修工事負担金 L=47.0m（うち町分17.0m）	能代市	負担金
	（3）林道	林道北米代線舗装補修工事 L=2,100.0m、W=5.0m	町	
	（6）電気通信施設等情報化のための施設			
	その他情報化のための施設	携帯電話不感地帯解消事業 （素波里園地）	町	
	（9）道路整備機械等	除雪機械の更新 除雪ドーザ（11t）1台	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	（１１）過疎地域 自立促進特別 事業	橋梁長寿命化修繕事業（調査設計） ①事業の必要性 橋梁は、住民の移動に関して重要な交通経路であることから道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していくことが必要であるため、老朽化した橋梁を橋梁長寿命化修繕計画に基づき維持修繕を行い費用の縮減を図る。 ②事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。 ③事業効果 従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	町	

4. 生活環境の整備

（１）生活環境の整備の方針

本町の生活環境は、簡易水道、下水道処理施設、消防・防災、ごみ対策、住宅環境に分けられます。世界自然遺産白神山地の麓にあって、最も川上に位置する町として、河川や水路の清らかな水を保全することは町の責務であり、後世に引き継いでいかなければなりません。

快適な町民生活を確保し、産業・文化活動等の活性化を進めるにあたり、基盤となる生活環境の整備は不可欠であることから、より住みよい地域の実現を目指し、計画的な施設整備と種々の施策の実施による町民の生活環境の向上に努めます。

○簡易水道、下水処理施設

・水道

[方針]

平成 21 年度策定の地域水道ビジョン（平成 26 年改訂・平成 31 年度まで）に示された水道の運営強化・顧客サービスの向上、安全・快適な給水の確保、災害対策の充実、環境・エネルギー対策の強化など 4 つの方策に従い、計画性のある簡易水道施設の整備を促進します。

[現況と問題点]

本町には簡易水道施設が 4 施設あり、町内のほぼ全域に水道施設が整備されています。

水の供給については、配水量に対し水源水量に余裕があり、自己水源により供給されていますが、湧水水源においては渇水期の水量確保が課題となっている施設があります。

機械及び装置は、ほとんどの施設が法定耐用年数を超えており、ポンプ類については必要に応じて更新を行っていますが、基幹の施設については、50 年近くを経過している施設もあり、老朽化が顕著です。そのため、耐震診断において、耐震化の緊急性が明らかと判断された施設においては、早急な対応が望まれています。

[その対策]

原水水質に留意し、安全な水の安定供給を図るとともに、渇水傾向にある施設は、施設の効率的運用や業務の効率の向上改善に努めます。あわせて、漏水の低減や管路の耐震化のための石綿セメント管の敷設替えや老朽管の更新や、耐用年数を超えた既存施設機器の改良を行うとともに、定期的かつ計画的な点検等により、適正な施設維持管理に努めます。

また、耐震性の高い配水池を増設することで、災害時の給水拠点を確保するとともに、応急復旧体制の構築により危機管理に努めます。

・下水道

[方針]

藤里町下水処理施設整備計画（平成 8 年度策定）による下水道施設の整備は全て完了しました。今後は、水洗化率 90%を目標に、本町全域の水洗化、生活排水の浄化を推進し、豊かな自然環境、豊富な水資源の保全に努めます。

[現況と問題点]

下水道施設の整備は平成 23 年度をもって完了しましたが、現在の料金体系では維持管理費を賄うことができないため、使用料金の調整を図るとともに管理手法の見直しを検討する必要があります。

[その対策]

今後は設備台帳による管理のもと、下水道長寿命化計画による定期的な点検と診断による効果的な維持や改修を行うことで施設の長寿命化を図ります。また、使用料で維持管理費を

賄うため、段階的な値上げを検討します。

○消防・救急・防災体制

[方針]

能代山本広域市町村圏組合により敷かれている広域的な防災体制と連携し、消防救急車両の整備・更新や防災無線による災害情報の迅速な町全域周知など、消防防災体制の充実と強化に努めます。

[現況と問題点]

素波里ダムの完成と河川改修の進行により、かつてのような全町的な水害は回避されましたが、局部的な災害は毎年のように発生し、災害の危険性は依然として残っています。

また、消防防災体制の充実強化を図っていますが、施設や設備の経年劣化による老朽化は顕著です。

[その対策]

消防団員の加入促進や防火水槽の設置などによる消防体制の強化を図るとともに、防災訓練やハザードマップを活用することで、危険箇所の把握や避難箇所の確認など町民の防災意識の啓蒙を促します。

また、防災情報の伝達システムの高度化により、迅速かつ的確な情報伝達体制の強化を図り、災害時には、要援護者支援システムを活用し、要援護者の支援をスムーズに行うよう努めるほか、常に災害時に備えた備蓄に取り組みます。

なお、消防・救急車両の更新などは、能代山本広域市町村圏組合と連携し、消防・救急・防災体制の充実強化を図ります。

○ごみ・し尿処理

[方針]

ごみ・し尿処理については、能代山本広域市町村圏組合及び北秋田市周辺衛生施設組合と広域的な連携により進めます。

[現況と問題点]

ごみの減量化、リサイクルを目的に、燃えるごみ、燃えないごみ、ビン・缶・ペットボトルの3種類の指定ごみ袋、古紙、廃家電などの分別収集により、可燃物収集処理実績は減少しています。

一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物のうち、ビン、缶・ペットボトル・ダンボール・その他の分類で古紙類・金物を資源化处理していますが、車両の車庫や古紙の置き場などの施設整備が必要とされています。

不燃物廃棄処理については、国・県等の指導に基づき、有害物を除去した後、有価物を選別し売却処分に努めています。

ごみ・し尿処理施設事務においては、能代山本広域市町村圏組合との一部事務組合の設置、北秋田市外 3 市町村で組織する北秋田市周辺衛生施設組合への参加により対応しています。

[その対策]

可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化を図り、分別収集のさらなる浸透、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と適切な収集及び処理の体制を整え、町民や事業者、行政が一体となって循環型社会の構築に取り組みます。

産業廃棄物処理は、事務所責任を指導徹底するとともに、再資源化、共同処理化に取り組み、不法投棄防止や適正処理を推進するため、環境巡視員による巡回など監視指導体制の強化に努めます。

ごみ・し尿の処理に関しては、引き続き能代山本広域市町村圏組合、北秋田市周辺衛生施設組合と広域的な連携を行いながら進めます。

旧二ツ井藤里地区行政組合で運営してきた清掃センターは、ダイオキシン問題で平成 14 年 3 月に閉鎖しており、景観、環境に配慮しながら建物の解体撤去を進めます。

○快適な生活・居住空間

[方針]

美しい自然環境を育む町として住民ボランティアによる道路沿線の花・木の植栽を推進し、景観を花と緑で美しく保ち、町民や観光客が年間を通じて和めるようなまちづくりに取り組みます。

また、克雪対策では、単に生活関連道路の確保だけでなく、除排雪など町民と一体となり取り組みます。

[現況と問題点]

町営住宅は 65 戸で、常に全戸に入居状態が続いています。また、平成 27 年度調査において、空き家が 150 戸程あることが報告されており、空き家の利活用を含めた移住定住施策が課題とされています。

本町は、一年のうち 3 分の 1 が雪で覆われ、生活、産業など様々な面で制約されています。町民から寄せられる生活の不便、住みにくさの要因の多くが「雪」に関することとなっています。

[その対策]

公営住宅は長寿命化を図りながら耐震化を進め、災害に強い環境を整えます。また、空き家の利活用の一つとして空き家バンクを設立します。

空き屋バンク利用者など民間住宅に対してはリフォーム助成などの施策を展開し、住みやすい環境づくりに取り組みます。

また、クリーンアップ、ボランティア清掃、除排雪など町民総参加で環境美化に取り組み、快適な生活空間・生活環境をつくります。

さらに、白神山地に代表される世界的にも貴重な環境を後世に残すため、関係機関、団体との連携による環境教育活動を実施し、環境問題に対する意識の高揚を図るなど、積極的に環境保護に取り組みます。

克雪対策として、高齢者の除排雪への助成や支援員の配置などを検討し対応していきます。

○その他

[現況と問題点]

町民にとって斎場は必要不可欠な施設ですが、火葬炉等の老朽化など設備の補修や、利用者の冬期間の安全対策として除雪対策は必要です。

また、町営墓地公園については、後継者不足が予測され、維持管理ができなくなることや管理費の未納が懸念されることから、永代的に供養できる状況が必要とされています。

[その対策]

斎場は、必要不可欠な施設であり、計画的な維持修繕を行うことで、長寿命化できるものと考えています。また、冬期間の施設利用者の安全対策として除雪車の更新は必要です。

町営墓地公園については、公園全体に係る整備と永代供養塔及び無縁墓地の建立が急がれます。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	藤里簡易水道施設整備 ・ 藤琴地区石綿セメント管更新 ・ 中通簡易水道施設整備 ・ 真名子地区老朽管更新 ・ 一の渡配水場配水池増設 ・ 米田地区遠方監視装置更新	町 町 町 町 町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	藤里浄化センター長寿化工事（大沢地区） ・ 電気設備工事 N=1 式 ・ 機械設備更新工事 N=1 式	町 町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	（３）廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	車庫、古紙置場整備事業 ・ごみ収集車２台の車庫と古紙置場の新設	町	
	し尿処理施設	し尿処理等組合負担金	北秋田市周辺衛生施設組合（平成３２年度から能代山本広域市町村圏組合）	負担金
	（４）火葬場	斎場設備整備事業 ・斎場空調設備改修事業 ・斎場除雪ドーザ購入 (１２ｔ)	町 町	
	（５）消防施設	・可搬消防ポンプ更新 (８台) ・常備消防費 施設整備負担金（車両の更新） H28 タンク車１台 高規格救急車１台 H29 化学車１台 多目的車１台 H30 はしご車１台 H31 救急車１台 指令車１台 H32 タンク車１台 高規格車１台 多目的車１台	町 広域市町村圏組合	負担金
	（６）公営住宅	公営住宅耐震化工事 (２０戸)	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	（７）過疎地域自立促進特別事業	藤里浄化センター長寿命化計画策定業務 ①事業の必要性 施設の老朽化等に起因した事故や機能停止を未然に防止するとともに、施設設備の長期使用を可能とし、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②事業内容 国土交通省の下水道長寿命化支援制度に対応した、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき長寿命化計画を策定する。 ③事業の効果 コストの最小化や耐震化などの機能向上も考慮した施設の長寿命化計画により、適切な管理運営を行なうことで、効果の高い維持補修が可能となる。 このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	町	
		中通地区農業集落排水処理施設機能診断業務 ①事業の必要性 施設の老朽化等に起因した事故や機能停止を未然に防止するとともに、施設設備の長期使用を可能とし、住民が将来にわたり安全に安	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②事業内容 施設設備の老朽化等起因した事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設設備の調査診断をし、診断結果に基づき維持管理計画を策定する。 ③事業の効果 コストの最小化や耐震化などの機能向上も考慮した施設設備の適切な管理運営を行なうことで、効果の高い維持補修が可能となる。 このため、住民の生活環境の確保と将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 旧清掃センター解体事業 ①事業の必要性 ダイオキシン問題により平成14年3月に閉鎖した施設であり、景観・環境上早急に解体、撤去することで住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②事業内容 ダイオキシン対策に配慮しながら施設を解体、撤去し、景観に配慮し整地する。	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(8) その他	③事業効果 施設を解体撤去することで、町玄関口の景観の改善と環境の安全性が確保できる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 町営墓地公園整備事業 ・永代供養塔等設置事業 ・町営墓地公園内、西側フェンス設置事業	町	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢者が住み慣れた土地、家族や地域とのふれあいを保ちながら、希望を失うことなく、安らぎと生きがいを持って暮らせる環境を整備します。また、障害者が安心して生活できるよう障害者自立支援法に基づく施策を実施し、社会参加と自立を促進します。

少子化対策としては、安心して子どもを産み、育てられる環境を構築し、福祉施設を効率良く運用しながら、子育て支援環境の充実を推進します。

○高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

[方針]

介護が必要な高齢者へのニーズに応えるため、総合福祉センターの機能を充実させ、よりきめ細かな介護サービスの提供に努めます。健康で活動できる健常高齢者には、子育て支援、高齢者介護などのボランティア活動や、自らの健康増進に向けたスポーツ・サークル活動など、健常高齢者だからこそできる活動の場の確保を支援します。

[現況と問題点]

総合福祉センターは、心休まる環境づくりが施され、各種福祉保健サービスの中心基地として、福祉向上と明るい長寿社会の形成に大きく貢献しています。また、高齢者の生きがい対策として、各地区の公民館において健康教室を実施し、病気の重症化予防を図っています。

平成18年度に設置された地域包括支援センターでは、高齢者が地域で可能な限り自立した日常生活を営めるように、福祉医療ボランティアと連携して介護の予防や個人生活を守る支援を行っています。

高齢者福祉には、多様化・高度化する福祉保健ニーズに対応しうるサービスを充実させ、町民福祉を向上させることが求められており、高齢者には、豊かな人生経験を活かし地域で元気に社会参加できるよう、介護予防と自立に向けた取り組みを推進させる必要があります。

[その対策]

福祉サービスを、幅広く展開するため、総合福祉センターの設備整備やデイサービス用のバス購入により機能の充実を図るほか、保健指導や保健サービスの提供により、健康に対する町民の関心を高め、あわせて、生涯学習の視点に立った総合的な健康づくりの充実に努めます。

また、在宅介護が増加する中で、訪問介護サービスやデイサービスの充実を推進し、移送サービスや介護用品の支給、家族介護者に対する町独自の支援を行うとともに、寝たきり一人暮らし老人の生活サポートなど、介護サービスの充実に努めます。

このほか、高齢者世帯の除排雪、高齢者無料バス利用券の発行を継続し、高齢者が自立した日常生活を送ることができ、住み慣れた町で安心して暮らせるための施策の充実に取り組みます。

また、教養、文化活動、趣味活動等を行い生きがいの発見につなげる「ふじこま大学」などの生涯学習事業や、「シルバー人材センター」を活用した労働の斡旋、各種ボランティア活動などにより、社会参加による生きがい促進や地域社会の維持活性化に努めます。

○児童その他の保健及び福祉の向上及び増進

[方針]

家庭と地域が一体となった子どもの健全育成を推進し、全町的な子育てネットワークの構築を図ります。少子化対策については、福祉施策にとらわれず、産業の振興、生活環境の整備とともに若者が定住しやすい環境の整備について、自立促進施策の重要課題として位置づけて取り組みます。

[現況と問題点]

子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、その課題は複雑化、深刻化しており、乳幼児や児童の保護者を対象としたニーズ調査結果を踏まえ、実効的な施策を展開していきます。

平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援法」のもと、幼稚園・保育園の施設一体型についても視野に入れた利用しやすい保育園や、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

藤里保育園は、本町の子育て支援センターの拠点として活動していますが、障害や疾病の早期発見・障害児支援のほか、虐待の早期発見・育児支援が課題となっています。

最近の出生数は年間 15 人前後で推移していますが、今後は減少傾向が続くと予想されています。

[その対策]

子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を構築するため、子育て支援センターでの子育て相談機能を向上させるとともに、乳幼児保育、延長保育、一時保育、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブなど、地域の子育てサービスの一層の充実を図ります。

また、乳幼児健診や平成 26 年度から実施している 5 歳児健診による、就学に至るまでの一貫した健康診査を通じて、支援が必要な場合には早期に適切な対応を図るとともに、すべての子どもたちのより良い発達を促す体制の整備に努めます。

○障害者の保健及び福祉の向上及び増進

[方針]

障害者が住み慣れた地域社会の中で、障害の程度や能力に応じた社会参加ができるよう援助体制の構築に努めます。

[現況と問題点]

障害者を取り巻く情勢は、重度障害者の増加、障害者の高齢化、障害の重複化等の傾向が顕著になってきており、その課題も多様化してきている状況にもあります。これらのことに対し、「障害のある人もない人も共に生きる」を基本理念に策定した「藤里町障害福祉計画」を着実に推進し、可能な限り家庭や地域の中で自立した生活を送ることができる地域社会を作るため、在宅サービスの充実を図っていくことが必要となっています。

[その対策]

障害者に対する関心とノーマライゼーションの考え方を基本に、障害者が住み慣れた地域社会の中で、障害の程度や能力に応じた社会参加ができるように、そしてライフステージに沿った療育、機能訓練を受けながら可能な限り自立した生活を営めるよう、援助体制の構築に努めます。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 総合福祉センター	デイサービスバス購入	町	

6. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

町民が専門医療を受けるには町外の医療機関へ出向かなければならないため、広域的な医療のネットワークの構築が必要であり、能代厚生医療センターなどの総合病院をはじめとする近隣市町の医療機関と連携を強化する必要があります。

○医療の確保対策

[方針]

医師・医療機関の確保に努めるとともに、保健師が行う保健指導や健康相談、地域包括支援センターとの情報交換により町民の健康状態を把握し、近隣市町の医療機関との広域的な連携により、病気の早期発見・早期治療を促し町民の健康保持の確立を目指します。

[現況と問題点]

本町の医療機関は、開業医院に町外の医療機関から週 2 回の派遣による診療体制が続いていますが、週 2 回の診療に、町民は不安を感じています。

整形外科、小児科、眼科、耳鼻科など専門病院への受診は、町外の医療機関に頼らなければならない、医療費とともに交通費が町民にとって大きな経済的負担となっています。

町営歯科診療所については、岩手医科大学の協力により診療を続けていますが、人口減などの影響から利用者が減少しています。

高齢化が進んでいる当町においては、唯一の医療機関であり、町民が利用しやすい施設の整備や、医療設備の充実及び維持が必要と考えられます。

[その対策]

身近なところで適切な医療サービスが受けられるよう、近隣市町や郡医師会、総合病院・大学などと連携を図りながら、医師の確保と医療の充実に努めます。

町営の歯科診療所についても、岩手医科大学の協力を得ながら、充実した歯科医療のため、医療設備の整備、更新を行います。

○その他

[方針]

町民が病気や要介護状態になるのを防ぐ「予防」を主とする「町民皆健診」及び「介護予防活動」の推進を目指します。

[現況と問題点]

町の国民健康保険の状況から、糖尿病・高血圧の有病率が全県 1 位と高くなっています。糖尿病は、様々な臓器に重大な影響を及ぼし、高血圧は長期的に放置することで、寝たきりや要介護状態の原因となるため、予防策を強化する必要があります。

三大死亡率の中では、悪性新生物の肺がんが多く、胸部総合検診の受診勧奨や未受診者対

策のため、コール・リコール事業等により、受診を強化していく必要があります。

新型インフルエンザ等では、爆発的に蔓延する恐れのある感染症対策が急務であり、県内発生早期には流行のピークを遅らせるための行動が必要です。しかし、一人暮らしや高齢者世帯で感染者が発生した場合、家族による送迎の支援が得にくく、指定された医療機関への受診が特に問題になると考えられます。

自殺に関しては、数値として効果が見えにくい活動ではありますが、引き続き、心の病気への理解を深め、予防対策を強化していきます。

[その対策]

糖尿病・高血圧などの予防のため、健康相談や健康教室を通じて重症化の予防、また特定健診や特定保健指導の受診勧奨による疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、がん健診、特に胸部総合検診の受診率を上げ、さらには要精密検査の受診勧奨により、がんの早期発見・早期予防につなげます。

伝染病・感染症予防のため、予防接種率を向上させる受診勧奨を実施します。

新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に備え、感染者の移動手段の確保や関係機関と連携した移送体制の確立に努めます。

また、町民の心の健康づくりのため、顔の見える活動として、家庭訪問の強化のほか、健康教室を実施し、知識の普及に努めます。

自殺予防対策は、民間団体の「心といのちを考える会」と連携して取り組みます。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	その他	町営歯科診療所設備整備事業	町	

7. 教育の振興

[方針]

学校教育では、学校、PTA、地域住民が連携し一体となり、子どもの健全な育成に向けた教育環境の改善を目指します。

社会教育については、情報化社会の進展がもたらす情報量の増大、少子高齢化、国際化など社会環境の変化に適応した生涯学習、また、スポーツの振興を通じた健康づくりなど心身ともに充実した教育の振興を目指します。

また、藤里小学校舎、藤里中学校舎ともに築 40 年が経過しており、これからの小中学校の教育活動に合った施設、設備の整備を実施します。

[現況と問題点]

・小学校

昭和 46 年 5 月 1 日における小学校数は、本校 6 校、分校 3 校でしたが、分校は集落再編成事業や交通事情の好転により、本校への吸収を図りました。本校については、昭和 49 年度から粕毛小学校、大沢小学校、藤琴小学校を 1 校に統合した後、金沢小学校（昭和 58 年 3 月閉校）、坊中小学校（平成 12 年 3 月閉校）、米田小学校（平成 20 年 3 月閉校）の 3 校が統廃合され、平成 20 年度からは藤里小学校 1 校になりました。

校舎は、平成 21 年度に耐震補強診断による補強や外部改修などの整備を終えましたが、施設・設備ともに老朽化が顕著となっています。

児童数の今後の推移と、校舎などの施設及び設備の老朽化への対応を考えると、小中一貫校の選択肢を視野に入れた教育環境のあり方を検討する必要があります。

・中学校

昭和 43 年に全校統合を実施し、昭和 45 年に校舎が建設されてから築 40 年以上が経過し、その間、外壁等の補修や耐震補強工事を行ってきましたが、施設・設備ともに老朽化が顕著となっています。

生徒数の今後の推移と、校舎などの施設及び設備の老朽化への対応を考えると、小中一貫校の選択肢を視野に入れた教育環境のあり方を検討する必要があります。

また、生徒のほとんどは中学校卒業後、高校に進学します。経済的理由で就学が困難な生徒に貸与する奨学金制度については、昭和 51 年から大学・高校のほか、各種専門学校進学者にも貸し付けするなど拡充に努めています。

・幼稚園

藤里幼稚園舎は築 50 年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいます。

今後は、幼稚園・保育園の園児数の推移を考慮した当町での子育てに合った安心安全な教育・保育環境の充実を図る必要があります。

[その対策]

藤里小・中学校校舎ともに築 40 年以上を経過し、その間、耐震補強工事をはじめ様々な施設・整備の補修や教育機材の更新等を行ってきましたが経年劣化は否めず、さらに、児童生徒数の減少推移もあることから、今後は、小中一貫校を視野に入れた教育環境を検討し整備していきます。

幼稚園は、保育園と一体型の施設整備を視野に入れた、安心安全な教育・保育環境の充実を図ります。

また、奨学金制度については、利用しやすい制度の仕組みを検討し、利用者の経済的負担

の軽減と制度の充実を図ります。

（２）図書館その他の社会教育施設等の整備等

社会教育施設等については、その安全性や利便性に随時注意を払い、町民が安全で快適な社会教育活動に励めるような環境の構築を目指します。

○社会教育施設等（集会施設・体育施設）の整備等

[現況と問題点]

・社会教育

少子高齢化社会に対応して充実した人生を送るために、個人としての生きがいでなく、家族や地域において人々が共に学び、協力し、励まし合って生涯学習に取り組む事業が進められています。

女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれています。

生涯学習や発表・展示の場として幅広く利用されている社会教育施設は、施設の有効かつ安全な利用のための維持、整備を行ってきましたが、施設の老朽化により修繕の必要な箇所が増えています。

各地区活動推進協議会など地区団体の拠点施設として、町内 6 箇所の地区会館は指定管理者制度で管理・運営され、さらに集落の拠点として地域住民が管理運営する集会所が 21 箇所あります。

集落の集会所は、地域住民の生活、文化、教養の向上、及び会合や集いなど多目的な利用を供する一番身近な場所であり、住民活動促進のための重要な役割を担っていますが、築年数が経過し老朽化が進んでおり、管理面でも世帯の減少などにより住民の負担が増加しています。

・社会体育

町内には、スポーツ愛好家が多く、町体育協会に加盟している各種スポーツ団体や、同好会的スポーツ団体が数多く結成され活発的に活動しています。小学生は町スポーツ少年団で活動し、平成 22 年 3 月に総合型地域スポーツクラブ「ふじさとスポーツクラブ」が誕生しました。

余暇の拡大、健康づくり、スポーツ志向の高まりにより、スポーツ・レクリエーション活動は年々広がりを見せていて、スポーツに親しむ機会や活躍の場の提供、及びその環境整備が今後ますます必要になると考えています。

[その対策]

町の社会教育は、平成 24 年に「第 7 次社会教育中期計画」で目標を定め、その達成のための具体的な計画を策定し進めていきます。

その活動拠点となる、各地区会館、体育施設については、施設の安全性や利便性に随時注

意を払い、施設・設備の整備については年次計画を策定し進めることで、町民が安全で快適な社会教育活動に励めるような環境の構築を目指します。

また、集落における生活文化の振興と福祉の増進を図るため、地域住民の活動拠点となっている既存の集会所の建て替え及び改修を支援します。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	（１）学校教育 関連施設			
	校舎	藤里小・中学校整備工事 ・校舎建築工事	町	
	屋内運動場	体育館建築工事	町	
	屋外運動場	グラウンド整備工事	町	
	（３）集会施設・ 体育施設			
	公民館	総合開発センター ・屋上防水シート ・外壁修繕工事	町 町	
	集会施設	三世代交流館 ・空調設備更新工事 ・外壁修繕工事	町 町	
		集会所建設等助成交付金事業 ・集会所整備	認可地縁団体	交付金
	体育施設	町民体育館 ・床張替え工事 ・照明器具更新工事	町 町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		土床体育館 ・人工芝化工事	町	
		清水岱公園野球場 ・トラクタ更新事業	町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	町民体育館耐震化診断 ①事業の必要性 町の防災計画で避難所の中心として指定されているが、体育館建設が昭和 53 年と耐震基準を満たしていない。 このため、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、町民が安全に社会教育活動に取り組める環境を構築する。 ②事業内容 耐震化診断を行い、維持管理を含めた施設設備の整備計画を策定する。 ③事業効果 施設の現状を把握することにより、今後の耐震化や老朽箇所を効率良く改修でき、町民が安心して施設を利用し活動することが可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	町	

8. 地域文化の振興等

[方針]

郷土芸能、天然記念物等、貴重な有形・無形文化財、自然景観の保全・保護に努め、本町の魅力ある文化をまちづくりへと活かし、次世代へと継承していきます。

また、本町の歴史、風土、文化の貴重な資料、古文書等の散逸を防ぐための施設及び設備を整備します。

[現況と問題点]

藤里町芸術文化協会が昭和 44 年に創立され、現在 18 団体が組織に加入しています。各地区会館等を拠点に芸術、文化活動を行い、成果を発表する場として町民祭などで披露されていますが、加盟団体においては参加者の固定化と高齢化が進み、活動内容が停滞傾向な団体もあります。

町内には多くの天然記念物、有形・無形文化財、美しい自然景観があり、その保全・保護に努めていますが、その他歴史ある史跡については、伝道的有識者が不足していることから存在を確認することが困難な状況にあります。

藤琴豊作踊り（獅子舞、駒踊りほか）、金沢番楽、大沢壮士舞、根城相撲など郷土芸能や伝統行事については、少子高齢化の中、意欲ある次世代への継承が課題とされています。

町の歴史、風土、文化を後世に伝えるための対策の遅れから、文化財や資料の保存と保護が十分になされていません。

[その対策]

町文化をより個性豊かなものへと磨き上げ、魅力あふれるまちづくりを推進するため、地域に根付いた自主的文化活動を一層活発的にするとともに、生涯学習の観点からも伝統行事や地域文化を活かした学習活動に取り組み、活動を通じた地域の見直しや連帯感を高め、まちづくりに活かします。

郷土芸能を理解し継承する施策として、公民館事業である少年教室で子どもたちに伝え、発表の場を増やして町民に関心を持たせます。

町の歴史、風土、文化を後世に伝える語り部の育成や、郷土史研究者による貴重な地域史の実績を踏まえ、近世・近代・現代史を盛り込んだ「藤里町史」を平成 25 年度に発行しておりますが、時代の経過とともに亡失、散在する資料や古文書等の保存を今後も進めていくとともに、歴史民俗資料館のあり方や今後の整備を検討していきます。

菅江真澄をはじめとする文化人の足跡を後世に伝える石碑や、貴重な文化的価値のある建造物、歴史的資料など保存・保護が必要な物件を発掘して、町文化財として指定します。

町内にある個人所有の巨樹など県指定の天然記念物の保全については、保全工事に係る費用の助成を行います。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	文化財保護事業 ・ 県指定天然記念物保全工事助成	補助対象者	補助金

9. 集落の整備

(1) 集落整備の方針

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、一部地域においては、集落における地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念される状況となっています。

持続ある地域をつくるため、地域住民が主体となった地域づくり活動を支援し自立促進につなげます。

[現況と問題点]

集落においては、集落毎にコミュニティがあり、地区単位で自治会等が組織され、地域コミュニティを築いています。

人口減少、出生率の低下、これに伴う高齢化の進展により、一部では地域コミュニティ活動の継続や緊急時における住民相互扶助の維持が難しくなりつつあります。

特に、農村集落においては、長く生産活動を担ってきた高齢者のリタイアが増加し、後継者の不在による耕作放棄地の拡大や集落の活力低下等の課題を抱えています。

これらのことから、自治会が自ら考え、課題を見出し、将来の地域を描いて解決に向けて取り組めるような支援のあり方を検討し、示すことが課題となっています。

[その対策]

集落点検調査などにより、地域の現状や課題を把握・共有し、話し合いの場づくりへの支援を行うとともに、場合によっては外部からの人材を招聘するなど、集落の方向性などについて住民自らが考え活動できるよう気づきを促すなどの側面的支援に努めます。

また、地域自治の基礎単位である集落の活性化のため、集落におけるコミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備や集落のリーダーとなる人材の育成等、自主的な地域づくりを促進するため、住民団体が行なう地域の活性化や魅力あるまちづくりに資する事業に対する助成など住民団体等の育成や活性化に努めます。

さらに集落の維持や活性化が必要なことから、農林業分野での新規就業者の確保や、住み

よい住環境を整え若い世代の定住促進、都市部からの移住者の受け入れに積極的に取り組みます。

計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	みんなでまちづくり事業 ①事業の必要性 少子高齢化に伴い、一部地域では、地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念されている。 このため、住民自らがまちづくりの一員であることを共有認識し、持続ある地域をつくり、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現と集落の活性化を図るため、地域住民が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。 ②事業の内容 まちづくりグループ等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を助成する。 ・助成対象：町内会等地縁グループ、NPO 団体、ボランティア団体、活動推進協議会等協議会、18 歳以上で藤里町に住所を有する 5 名以上のグループ ・助成限度額：1 グループ年 30 万円以内。	各団体	補助金

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		・申請者：グループを代表するもの。 ③事業効果 自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 移住定住促進事業 ①事業の必要性 少子高齢化に伴い、一部地域では、地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念されている。 集落の維持及び活性化を図り、持続ある地域をつくるため、住環境の整備や若い世代の定住促進及び都市部からの移住者の受入体制を整える。 ②事業の内容 若い世代や移住者の住環境の整備を行い、移住定住を促進する。 ・空き家住宅の改修事業 ・お試し住宅の設置とお試し移住体験の実施 ・若者定住住宅の整備 ・まちなかの公園等の整備（子育て女性世代）	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		③事業効果 若い世代、子育て世代への 住み良い環境を整えること で、移住促進が望まれるほ か、若い世代の町外流出が抑 制され、集落及びコミュニテ ィの衰退を防ぎ、地域の維持 と活性化が図られる このため、将来にわたり過 疎地の自立促進に資する事 業である。		

事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（再掲）

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	観光ガイド育成事業 ①事業の必要性 人材育成により観光の核である白神山地をさらに充実させ、集落の活性化を図るため、観光振興のためのガイドの育成が必要である。 ②事業内容 ・限度額：事業費の 100% ・世界自然遺産地域の概要、白神山地周辺の自然環境、動植物の状況など「山の案内人」に必要な事項について年間 10 回程度の講習会を行う。 ③事業効果 白神山地観光のスペシャリストを育成することにより、ガイドの担い手の確保と、将来にわたる持続的な観光の展開が期待される。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	町・秋田白神ガイド協会	補助金
		農家民宿及び農家民宿施設整備 ①事業の必要性 体験・滞在・交流型観光の推進により、交流人口の増加を促進し、集落の活性化を図るため、民泊の受入体制を整える。	町・経営体	補助金

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		②事業内容 ・農家民宿・民泊を利用した体験・滞在・交流型観光のPRや補助を行うことで、観光客の増加を促し、都市部との交流の活性化を図る。 ・限度額：事業費の60%以内、上限額100万円 ・補助対象：農林家であって、安全、食品衛生、救急救命など各種の講習に係る費用や体験用関連備品、宿泊用物品購入費、台所、宿泊室等の簡易な改修費など。 ・農林家民泊実施台帳に登録し事業を実施する。 ③事業効果 体験・滞在・交流型観光の推進による都市部との交流は、農林家所得の向上や地域の活性化につながる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。		
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	橋梁長寿命化修繕事業（調査設計） ①事業の必要性 橋梁は、住民の移動に関して重要な交通経路であることから道路交通網の安全性を確保するために計画的に維持修繕していくことが必要であるため、老朽化した橋梁を橋梁長寿命化修繕計画に基づき維持修繕を行い費	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	用の縮減を図る。 ②事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次維持修繕を行う。 ③事業効果 従来の事後保全から予防修繕型への転換により費用対効果の高い維持管理が可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 藤里浄化センター長寿命化計画策定業務 ①事業の必要性 施設の老朽化等に起因した事故や機能停止を未然に防止しするとともに、施設設備の長期使用を可能とし、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②事業内容 国土交通省の下水道長寿命化支援制度に対応した、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき長寿命化計画を策定する。 ③事業の効果 コストの最小化や耐震化などの機能向上も考慮した	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		施設の長寿命化計画により、適切な管理運営を行なうことで、効果の高い維持補修が可能となる。 このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 中通地区農業集落排水処理施設機能診断業務 ①事業の必要性 施設の老朽化等に起因した事故や機能停止を未然に防止しするとともに、施設設備の長期使用を可能とし、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②事業内容 施設設備の老朽化等に起因した事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設設備の調査診断をし、診断結果に基づき維持管理計画を策定する。 ③事業の効果 コストの最小化や耐震化などの機能向上も考慮した施設設備の適切な管理運営を行なうことで、効果の高い維持補修が可能となる。 このため、住民の生活環境の確保と将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		旧清掃センター解体事業 ①事業の必要性 ダイオキシン問題により平成 14 年 3 月に閉鎖した施設であり、景観・環境上早急に解体、撤去することで住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため。 ②事業内容 ダイオキシン対策に配慮しながら施設を解体、撤去し、景観に配慮し整地する。 ③事業効果 施設を解体撤去することで、町玄関口の景観の改善と環境の安全性が確保できる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	町	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	町民体育館耐震化診断 ①事業の必要性 町の防災計画で避難所の中心として指定されているが、体育館建設が昭和 53 年と耐震基準を満たしていない。 このため、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、町民が安全に社会教育活動に取り組める環境を構築する。	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	②事業内容 耐震化診断を行い、維持管理を含めた施設設備の整備計画を策定する。 ③事業効果 施設の現状を把握することにより、今後の耐震化や老朽箇所を効率良く改修でき、町民が安心して施設を利用し活動することが可能となる。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	各団体	補助金
		みんなでまちづくり事業 ①事業の必要性 少子高齢化に伴い、一部地域では、地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念されている。 このため、住民自らがまちづくりの一員であることを共有認識し、持続ある地域をつくり、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現と集落の活性化を図るため、地域住民が行なう自主的かつ相互に力を合わせたまちづくり活動を支援する。 ②事業の内容 まちづくりグループ等が実施する自主的かつ積極的な活動に対する活動費用を		

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		助成する。 ・助成対象：町内会等地縁グループ、NPO団体、ボランティア団体、活動推進協議会等協議会、18歳以上で藤里町に住所を有する5名以上のグループ ・助成限度額：1グループ年30万円以内。 ・申請者：グループを代表するもの。 ③事業効果 自らの企画を実施し、成功体験による共助意識の醸成を図り、公益性を踏まえつつ地域課題の解決と地域の活性化を可能とする。 このため、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。 移住定住促進事業 ①事業の必要性 少子高齢化に伴い、一部地域では、地域活動の継続や地域コミュニティの弱体化が懸念されている。 集落の維持及び活性化を図り持続ある地域をつくるため、住環境の整備や若い世代の定住促進及び都市部からの移住者の受入体制を整える。	町	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		②事業の内容 若い世代や移住者の住環境の整備を行い、移住定住を促進する。 ・空き家住宅の改修事業 ・お試し住宅の設置とお試し移住体験の実施 ・若者定住住宅の整備 ・まちなかの公園等の整備（子育て女性世代） ③事業効果 若い世代、子育て世代への住み良い環境を整えることで、移住促進が望まれるほか、若い世代の町外流出が抑制され、集落及びコミュニティの衰退を防ぎ、地域の維持と活性化が図られる このため、将来にわたり過疎地の自立促進に資する事業である		